

交野市 木造住宅耐震改修・耐震シェルター設置工事 に対する補助の概要

受付

4月～12月末

なお、申請は先着順に受け付け、実施戸数は予算の範囲内とします。

[ご注意] ●交付決定以前に着手した場合には補助金を交付できませんので、耐震改修や耐震シェルター設置をする前に、必ず交付申請の手続きを行ってください。

1 補助対象建築物 次の全ての要件に該当する住宅です。

- 昭和56年5月31日以前の旧耐震基準によって建築された木造住宅（長屋・共同住宅含む）
 - 既に診断されたもので、数値が1.0未満
 - 現に居住している、またはこれから居住しようとするもの。
- ※住宅部分の面積の半分以上の店舗兼用住宅等も補助の対象です。
※過去に補助金の交付を受けたものは除きます。

2 補助対象者（申請者）

- 住宅の所有者等の属する世帯の直近の市・府民税の課税標準額が5,070,000円未満のもの
- 市税に滞納がないもの

3 補助額

- 耐震改修工事費にかかる補助額は工事費用の8割で100万円を限度とします。
- 耐震シェルター設置にかかる補助額は設置費用の7割（上限額40万円）

4 耐震改修（設計・工事）又は耐震シェルター設置をおこなう者

下記のいずれかに該当する耐震改修技術者に耐震改修を依頼してください。

- ◆ 平成26年度以降、一般財団法人 日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震改修技術者講習会」を受講し、耐震改修技術者講習会受講修了証の交付を受けた者
- ◆ 平成24年度以降、公益社団法人 大阪府建築士会主催「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
- ◆ 平成24年度以降、一般財団法人 日本建築防災協会主催「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講修了者であり、かつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士および木造建築士

5 耐震改修計画について 耐震改修計画は、次のように示されます。

構造評点	未満 0.7	～ 1.0	～ 1.5	以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

- ◆ 構造評点とは、建築物の耐力を、本来必要とする耐力で割った数値です。本来必要とする耐力とは、現行の建築基準法で定める耐力です。
- ◆ 一般診断法または、精密診断法は、原則、「2012年改正版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による。
- ◆ 現行の耐震基準は、中規模の地震（震度5強程度）に対して建築物がほとんど損傷せず、極めて稀にしか発生しない大規模な地震（震度6～震度7）に対しては人命に危害を及ぼすような被害が生じないことを基本としています。
- ◆ 改修補助の申請の際、構造評点が1.0未満の改修計画は、耐震改修に係る補助の対象になりません。
- ◆ 耐震シェルター設置に関しては、公的機関の試験等により証明されたものが補助対象です（その他要件あり）。

お問合せ先

交野市役所 都市計画部 開発調整課

〒576-8501 交野市私部1丁目1-1

電話 072-892-0121